

農業委員会等に関する法律 が改正されました!

「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法などが改正になったほか、農業委員会に「農地利用最適化推進委員」が新設されることになりました。

★農業委員の選出方法が変わります

- ・農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから、町長が議会の同意を得て任命する方法になります。(農委法第8条)
- ・町長は、農業者や農業者が組織する農業団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の一般公募を実施します。
- ・町長は、推薦・応募状況の中間報告及び結果の公表を行います。(農委法第9条)
- ・町長は、推薦・応募の結果を尊重し、議会の同意を得て農業委員を任命します。

★農業委員会に「農地利用最適化推進委員」が設置されます

- ・農業委員会は、農業委員とともに地域で活動する農地利用最適化推進委員を委嘱します。
- ・農業委員会は、あらかじめ定めた区域を単位として農業者などから候補者の推薦を求めるとともに一般公募を行います。農業委員会は推薦・応募の結果を尊重して農地利用最適化推進委員を委嘱します。
- ・推進委員は、その担当する区域内における農地などの利用の最適化の推進について農業委員会の総会に出席し意見を述べることができます。

これらの改正に基き、次のとおり「農業委員」および「農地利用最適化推進委員」の推薦・公募を受け付けます。

農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦と公募

1. 定 員 ・農業委員：14人

・農地利用最適化推進委員：5人

2. 受付期間 1月15日(金)～2月12日(金) ※土・日曜・祝日を除く

3. 提出用紙 農業委員会窓口にて配布します。

※推薦・応募された場合、住所を除き必要事項を町ホームページなどで公表されます。詳しくは、農業委員会にお問い合わせください。

問合せ 農業委員会(産業観光課) ☎62-1462



今年もいいことがありますように
～国神小学校書初め～

国神小学校で新年に向けて書初めの授業が行われました。授業には皆野高等学校書道部のみなさんにご協力いただき、上手に書けるよう教えていただきました。

農振農用地区域除外申し出の受付

農業振興地域内の農用地区域除外申し出を受け付けます。事業計画が定まり、希望されるかたは1月15日(金)から1月29日(金)までに申し出てください。なお、除外できる主な用途は次のとおりです。

- 1 自己用住宅用地
- 2 事業拡張のための用地(地続きに限る)
- 3 農業用施設用地
- 4 植林

農地の転用は許可が必要です。

問合せ 農業委員会(産業観光課) ☎62-1462